

民事執行法の改正により入札時に
次の書面の提出が必要になりました。



暴力団員等に
該当しない旨の

陳 述 書

入札する日において発行後3か月以内の

住民票 資格証明書

(個人の場合)

(法人の場合)

宅地建物取引業の免許証のコピー

(宅地建物取引業者の場合)

※入札時に、入札書ごとに陳述書、住民票・資格証明書を提出しないと入札が無効になります。

※住民票・資格証明書は、入札する日において発行後3か月を超えるものを提出した場合、入札が無効となります。

※記載に不備があった場合、入札が無効になることがあります。

【入札方法に関する問合せ】

東京地方裁判所民事第21部（民事執行センター）執行官室不動産部

☎03-5721-6395

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 5 月 14 日

東京地方裁判所民事第 21 部

裁判所書記官 相 田 亜由子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 5 月 29 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 6 月 5 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 6 月 11 日 午前 9 時 30 分 場 所 東京地方裁判所民事執行センター売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 6 月 19 日 午前 11 時 00 分 場 所 東京地方裁判所民事第 21 部
特別売却 実施期間	令和 7 年 6 月 12 日 午前 9 時 20 分から 令和 7 年 6 月 16 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 5 月 14 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	78,480,000 62,784,000	一括	15,696,000	191,825	41,105
1	14,280,000				
2	64,200,000				

物 件 目 録

1 所 在 世田谷区上馬一丁目
地 番 631番21
地 目 宅地
地 積 105.78平方メートル

共有者 有限会社かわぐちや 持分3分の2
共有者 A 持分3分の1

2 所 在 世田谷区上馬一丁目631番地21
家屋 番号 631番21の1
種 類 店舗・居宅
構 造 鉄骨造陸屋根3階建
床 面 積 1階 69.30平方メートル
2階 58.60平方メートル
3階 58.60平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 69.30平方メートル
2階 約64.60平方メートル
3階 約64.60平方メートル

共有者 有限会社かわぐちや 持分3分の2
共有者 A 持分3分の1



物 件 明 細 書

令和 7 年 4 月 18 日

東京地方裁判所民事第 21 部

裁判所書記官 相 田 亜由子

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件共有者らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも掲載されています。



物 件 目 録

1 所 在 世田谷区上馬一丁目
地 番 631番21
地 目 宅地
地 積 105.78平方メートル
共有者 有限会社かわぐちや 持分3分の2
共有者 A 持分3分の1

2 所 在 世田谷区上馬一丁目631番地21
家屋 番号 631番21の1
種 類 店舗・住宅
構 造 鉄骨造陸屋根3階建
床 面 積 1階 69.30平方メートル
2階 58.60平方メートル
3階 58.60平方メートル
(現況)
床 面 積 1階 69.30平方メートル
2階 約64.60平方メートル
3階 約64.60平方メートル
共有者 有限会社かわぐちや 持分3分の2
共有者 A 持分3分の1

令和6年(ケ)第639号
令和7年2月19日受理
令和7年3月27日提出
(評価人：山田光治)

現況調査報告書

東京地方裁判所

執行官 中 野 真 英

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 世田谷区上馬一丁目

地 番 631番21

地 目 宅地

地 積 105.78平方メートル

共有者 有限会社かわぐちや 持分3分の2

共有者 A 持分3分の1

2 所 在 世田谷区上馬一丁目631番地21

家屋 番号 631番21の1

種 類 店舗・居宅

構 造 鉄骨造陸屋根3階建

床 面 積 1階 69.30平方メートル

2階 58.60平方メートル

3階 58.60平方メートル

共有者 有限会社かわぐちや 持分3分の2

共有者 A 持分3分の1



(2 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (共有者(有)かわぐちや 代表者)	1. 私は、(有)かわぐちやの代表者です。(有)かわぐちやは、本件建物でクリーニング店を営んでいます。また、本件建物は、私の父である共有者Aが住居としても使用し、私と私の兄も同居しています。 (令和7年3月5日面接聴取)
■ A (共有者)	1. 本件建物の2階南西側部分と3階南西側部分を、それぞれ増築しています。 2. 本件建物の南側にボイラー室がありますが、これは、ボイラーの音がなるべく周囲に漏れないようにするために簡易にボイラーを覆うようにしてあるだけで、建物を増築したものではありません。 3. 本件建物に特に不具合等はありません。 4. 室内犬を2匹飼っています。 (令和7年3月12日面接聴取)

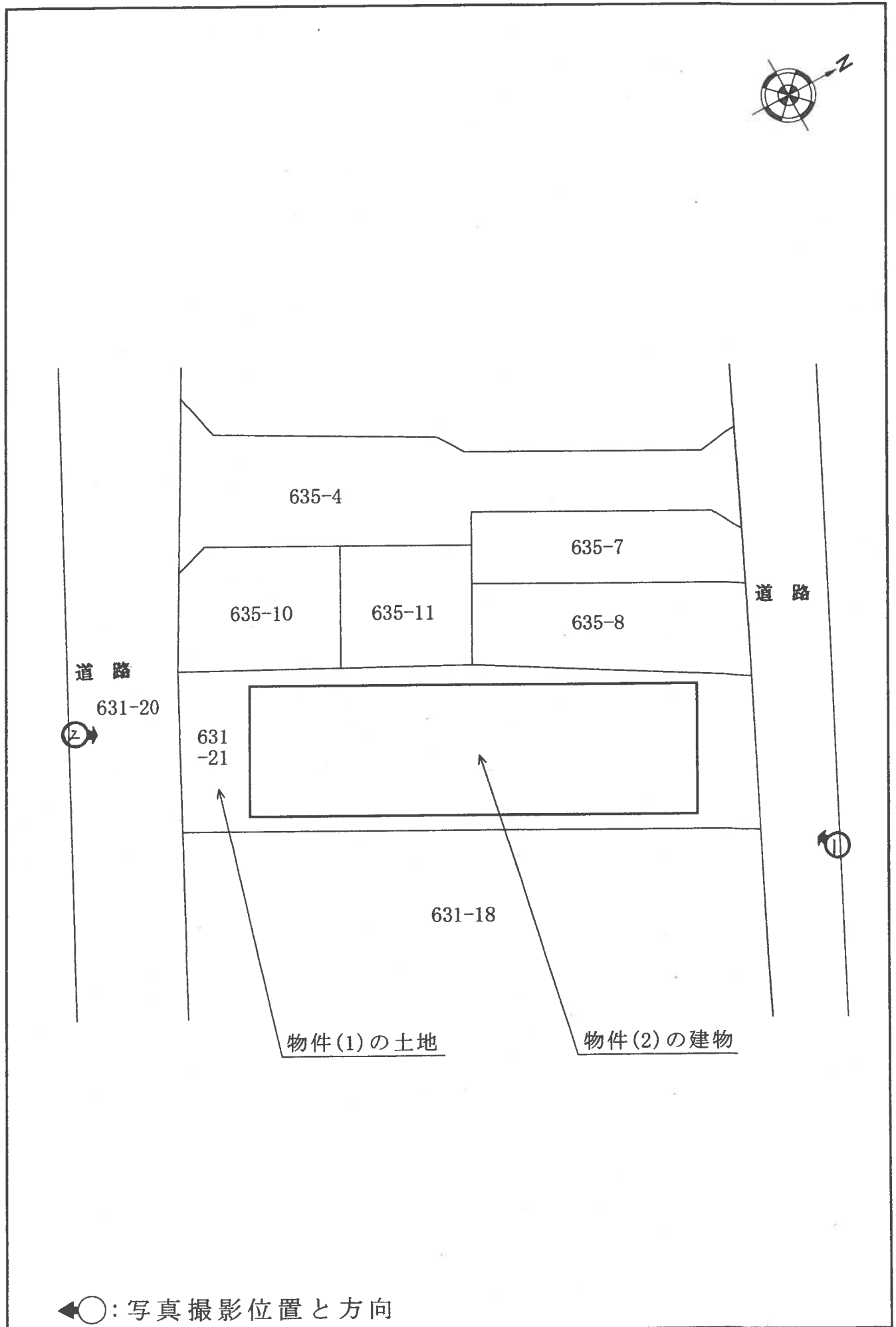
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

執 行 官 の 意 見

1. 本件土地建物の位置関係及び形状等は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
2. 物件1の土地（本件土地）上に物件2の建物（本件建物）が建てられており、本件土地は、本件建物の敷地として使用されていた。
3. 本件建物の2階南西側及び3階南西側はそれぞれ増築されており、現況建物の床面積は、2枚目に記載のとおりであった。
4. 本件建物の占有状況等は、次のとおりであった。
 - ① 本件建物の1階北側の店舗入口には、共有者(有)かわぐちやの名称が店名として表示されていた。
 - ② 初回臨場時には共有者(有)かわぐちやの代表者Bが在宅し、立入調査時にはBのほか共有者Aが在宅し、それぞれ「関係人の陳述等」欄記載の要旨を聴取した。
 - ③ 本件建物は、クリーニング店の店舗として使用されている状況が見られたほか、家具や日常生活用品等があり、個人の居宅としても使用されている状況であった。
5. 上記現場の状況及び前記関係人の陳述等から、本件建物は、共有者らが店舗兼居宅として共同して占有していると認められた。

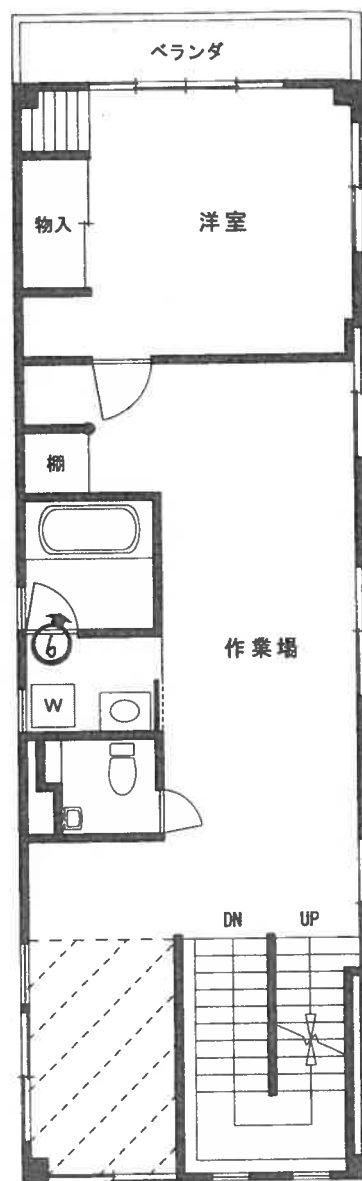
以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり



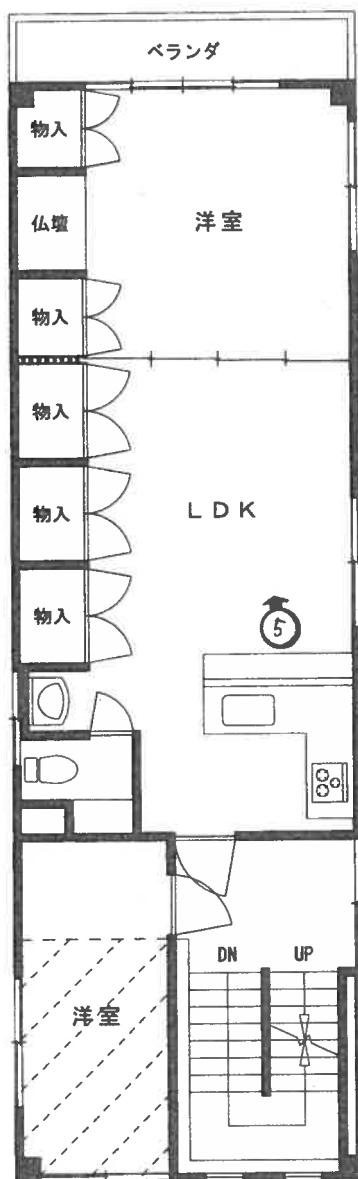


1 階



2 階

◀○ : 写真撮影位置と方向



斜線部分増築 約6㎡

3階

←○: 写真撮影位置と方向

1



2



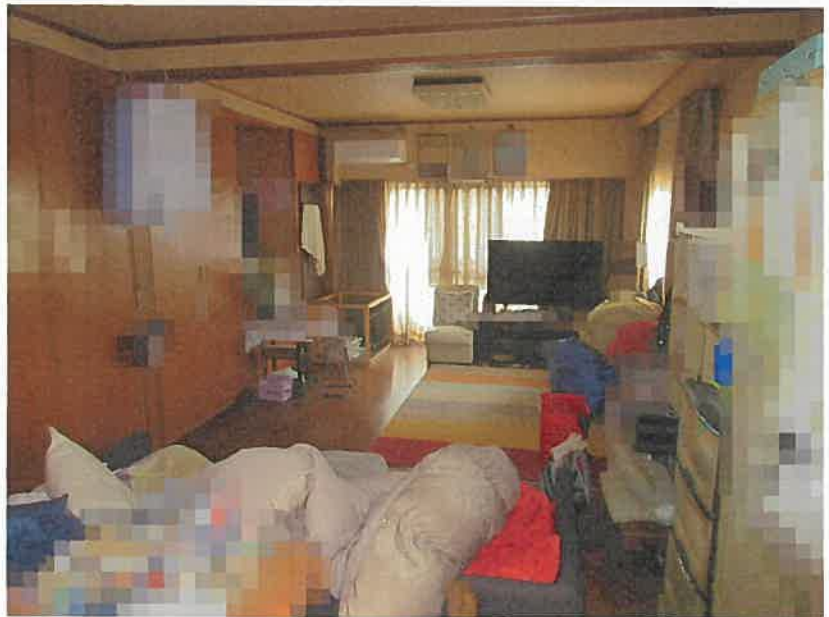
3



4



5



6



令和 6 年（ケ）第 639 号
令和 7 年 3 月 12 日 現地調査
令和 7 年 3 月 28 日 評 価

東京地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 山 田 光 治

第1 評価額

一 括 価 格	
金 78,480,000 円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 14,280,000 円
物件2（建物）	金 64,200,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり		
2	次頁物件目録記載のとおり		住居表示：世田谷区上馬 1-16-7 床 面 積：2 階 約 64.60 m ² （増築） 3 階 約 64.60 m ² （増築）
番号	特 記 事 項		
一	なし		

※現況欄に記載のない事項については、登記記録とほぼ同じである。

物 件 目 録

1 所 在 世田谷区上馬一丁目

地 番 631 番 21

地 目 宅地

地 積 105.78 平方メートル

共有者 有限会社かわぐちや 持分 3 分の 2

共有者 A 持分 3 分の 1

2 所 在 世田谷区上馬一丁目 631 番地 21

家屋 番号 631 番 21 の 1

種 類 店舗・居宅

構 造 鉄骨造陸屋根 3 階建

床 面 積 1 階 69.30 平方メートル

2 階 58.60 平方メートル

3 階 58.60 平方メートル

共有者 有限会社かわぐちや 持分 3 分の 2

共有者 A 持分 3 分の 1

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	東急田園都市線「三軒茶屋」駅の南西方約 680m（道路距離、徒歩約 9 分）の地点、世田谷区上馬 1 丁目 16 番街区に位置する。 （附属資料「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	店舗、店舗兼住宅、一般住宅、共同住宅等が混在する地域。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 近隣商業地域 80%（指定） 300%（指定） 準防火地域 28m第3種高度地区、日影規制、旭小学校周辺地区地区計画、旭小学校周辺地区地区街づくり計画、旭小学校周辺地区街づくり誘導地区、景観計画区域、宅地造成等工事規制区域、新たな防火規制区域、緑化地域等
画 地 条 件	地 積 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢 そ の 他	105.78 m ² ほぼ長方形 北東側間口約 5.7m・奥行約 20.5m ほぼ平坦 本件敷地はセットバックが未了である。
接面道路の状況等	北東側で幅員約 3.3mの舗装区道（建築基準法第 42 条 2 項該当）にほぼ等高に、南西側で幅員約 3.3mの舗装私道（建築基準法第 42 条 2 項該当）にほぼ等高に接面する二方路地。 両方の道路ともセットバックが未了である。	
土地の利用状況等	物件 2 の建物の敷地等として利用されている。建物の配置は、現況調査報告書における「土地建物位置関係図」のとおり。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道	あり
	都 市 ガ ス	あり
	下 水 道	あり
※供給処理施設における「あり」とは、前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っていることをいう。「なし」とは、同様に、施設管が通っていないことをいう。「不明」とは、前面道路に施設管が通っているか否かが確認できない場合をいう。		

特 記 事 項	〔地積について〕 現地での概測等によれば、大きな縄のびあるいは縄縮みは、ないとみられるが正確には境界確定及び専門家による測量等を要する。 〔ハザードマップ等について〕 世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ（内水氾濫・中小河川洪水版）において、浸水予想区域にある。 〔土壌汚染の可能性について〕 現地調査時の土地建物共有者への聴取によると、取次店ではなく、本件建物内でドライクリーニングなどのクリーニング業を一貫して行っているとのこと。 東京都環境確保条例に基づく指定作業場（名称：かわぐちや、業種：洗濯施設、届出年月日：平成 14 年 3 月 25 日）として届出がなされている。 専門調査機関による土壌履歴調査（資料等調査（フェーズ 1 調査））を行ったところ、本件土地に起因する土壌汚染についての評価は、「土壌汚染リスクが高く、土壌汚染状況調査を実施することが望ましい。」という結果であった（なお、この報告は、土壌等の採取を行わず机上にて評価を実施したものであり、土壌汚染の有無及び範囲並びに想定汚染対策費用等については、さらに専門調査機関による土壌ガス調査やボーリング調査を行わないとより正確な判定はできない。）。 上記専門調査機関が土壌汚染に関する知見に基づき想定した土壌汚染対策費用を本件評価の市場性修正において考慮した。
----------------	---

2 建物の概況及び利用状況

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	昭和 63 年 11 月 30 日新築 約 36 年 約 9 年
仕 様	構 造 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	鉄骨造陸屋根 3 階建 タイル貼り、塗装等 塗装、石膏ボード、クロス貼り等 塗装、クロス貼り等 ビニールカーペット、フローリング等 キッチン、トイレ、浴室、洗面台等 なし
床面積（現況）	1 階 2 階 3 階 延	69.30 m ² 約 64.60 m ² （約 6 m ² の増築部分を含む） 約 64.60 m ² （約 6 m ² の増築部分を含む） 約 198.50 m ²
現 況 用 途 等	現 況 用 途 間 取 り	店舗、作業場、居宅 1 階：店舗、作業場 2 階：作業場、洋室 1 室 3 階：洋室 2 室、リビングダイニングキッチン
品 等	普通	
保守管理の状態	床・壁・天井などに経年使用による傷、汚損などがあり、設備の陳腐化も認められることから保守管理の状態はやや劣ると判断した。	
建物の利用状況	建物共有者らが店舗兼居宅等として共同して使用している。 室内犬が 2 匹飼育されている。	
特 記 事 項	・建物共有者によると屋上に簡易物置を置いているとのこと。また、建物の南側にボイラー室があるが、これは、ボイラーの音になるべく周囲に漏れないようにするために簡易にボイラーを覆うようにしてあるだけで、建物を増築したものではないとこと。 ・設備等の動作確認は行っていない。 ・建物の建築年月日から、アスベスト含有建材の使用可能性について否定できないものと判定した。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。	

第5 評価額算出の過程

目的物件について、収益性に基づく需要者も想定されるため、積算価格と収益価格を求めて、これらを調整して得た価格に基づき、競売市場を前提とした評価額を下記のとおり決定した。

I 積算価格の試算

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	更 地 価 格		地積（㎡）	建付減価	建付地価格（円）
	標準画地価格 （円／㎡）	個別格差			
	ア	イ	ウ	エ	オ
1	1,010,000	× 0.98	× 105.78	× 0.95	= 99,470,000

総額（円）については、万円未満四捨五入とした（以下同じ）。

ア 標準画地価格：下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。なお、標準画地は、近隣地域において、土地の概況（間口、奥行、規模等）が標準的な中間画地を想定した。

地価公示 「世田谷 5-23」

$$\begin{array}{ccccccc} \text{(公示価格)} & & \text{(時点修正)} & & \text{(標準化補正)} & & \text{(地域格差)} & & \text{(規準価格)} \\ 1,480,000 \text{ 円／㎡} & \times & 102/100 & \times & 100/100 & \times & 100/150 & = & 1,010,000 \text{ 円／㎡} \\ & & & & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)} \end{array}$$

時点修正：公示価格の価格時点から評価日までの推定変動率である。

標準化補正：不要と判定した。

地域格差：公示地の所在地域は対象地域に比して、環境条件、交通接近条件、街路条件、行政的条件等で優ると判定し総合の地域格差を判定した。

イ 個別格差：増価要因として二方路地であること、減価要因として要セットバック部分を含むこと等を考慮して総合の個別格差を判定した。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：建物と敷地との適応の状態等を考慮して、5%と判定した。

② 物件 2

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現価率	建物価格 (円)
	ア	イ	ウ	エ
2	311,000	× 約 198.50	× 0.16	= 9,880,000

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察しその仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：2 階及び 3 階の増築部分を含む現況の床面積。

ウ 現価率

- ・経過年数約 36 年、経済的残存耐用年数約 9 年、観察減価率 20%（保守管理の状態等を考慮）
- ・耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

現価率：経済的残存耐用年数 ÷（経過年数＋経済的残存耐用年数）×（1－観察減価率）

現価率 = 9 年 ÷（36 年＋9 年）×（1－0.20）= 0.16

2 積算価格

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、下記のとおり積算価格を試算した。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格（円） ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格（円） ウ
1	99,470,000	×0.80	法定地上権	= 79,580,000

ア 建付地価格：前記1①オ

イ 土地利用権等割合：売却により法定地上権が成立するものと解される。法定地上権割合は、近隣における借地権の取引慣行、課税上の割合等を参考に、建物の性質、地上権としての特性等を勘案して判定した。

② 積算価格

物件 番号	基礎となる 価格（円） ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 （円） イ	占有減 価修正 ウ	積算価格（円） エ	価格 構成 比 （%） オ
1	(99,470,000)	−79,580,000)		= 19,890,000	18.2
2	(9,880,000)	+79,580,000)	×1.00	= 89,460,000	81.8
積算価格（合計）				109,350,000	100.0

ア 基礎となる価格：前記1①オ、②エ

イ 土地利用権等価格：前記2①ウ

ウ 占有減価修正：必要なし。

オ 価格構成比：各物件の価格割合（小数第2位を四捨五入）

Ⅱ 収益価格の試算（直接還元法による）

目的物件を賃貸することにより得られるであろうと予測される有効総収益から総費用を控除した純収益を還元利回りで還元して、収益価格を以下のとおり求めた。

但し、当該物件に関する収集可能な資料には限界があり、更に競売による売却後の現実の賃貸借は、特定の当事者間の契約行為によるものであるもので、必ずしも想定した賃貸条件に符合する内容が実現するものではない。

有効総収益 (円)	総費用 (円)	純収益 (円)	還元利回り	収益価格 (円)
ア	イ	ウ	エ	オ
8,347,000	－ 1,750,000	= 6,597,000	÷ 6.1%	= 108,150,000

ア 有効総収益：市場水準に基づく査定賃料等から本件建物の状況等を考慮した空室損を控除して、有効総収益を求めた。

イ 総費用：修繕費、維持管理費、公租公課、損害保険料等を加算して総費用とした。

エ 還元利回り：標準的還元利回りを基本に、目的物件の立地条件、建物の状況、賃借人の状況、将来の変動状況等の個別リスクを検討して査定した。

Ⅲ 評価額の判定

1 試算価格の調整

積算価格及び収益価格を下記のとおり試算した。積算価格は土地価格に建物価格を加算したもので原価性に着目した価格である。一方、収益価格は目的物件が有する収益性に着目した価格である。

目的物件は店舗や共同住宅等が混在する地域に所在する店舗兼居宅等であり、市場性のみならず収益性にも着目して取引価格が形成されるものと判定されるので、本件においては積算価格と収益価格とを関連づけ、調整後の価格を以下のとおり求めた。

① 積 算 価 格	109,350,000 円
② 収 益 価 格	108,150,000 円
③ 調 整 後 の 価 格	109,000,000 円

2 評価額の判定

調整後の価格に、積算価格の構成比を乗じ、市場性修正及び競売市場修正等を施し、さらにその他の控除（敷金等）を考慮して下記のとおり評価額を決定した。

物件 番号	調整後の価格 (円)	価格構成 比	市場性 修正	競売市場 修正	その他の控除 (敷金等) (円)	評価額 (円)
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
1	109,000,000	×18.2%	× 0.90	× 0.80		=14,280,000
2		×81.8%	× 0.90	× 0.80		=64,200,000
一括価格 (合計)						78,480,000

ア 調整後の価格：積算価格と収益価格を調整した後の適正価格。

イ 価格構成比：積算価格の構成比。前記Ⅰ2②オ

ウ 市場性修正：土壌汚染の可能性があること及び心理的嫌悪感を考慮して－10%の市場性修正を行った。

エ 競売市場修正：「第2評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した修正を行った。

オ その他の控除（敷金等）：買受人の引受けとなる敷金等の預り金の控除。本件の場合なし。

カ 評価額：1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

第6 参考価格資料

地価公示価格	(世田谷 5-23)
所 在	： 世田谷区三軒茶屋 1 丁目 17 番 11 外 「三軒茶屋 1-36-2」
価 格	： 1,480,000 円／㎡
位 置	： 「三軒茶屋」駅、道路距離約 200m
価 格 時 点	： 令和 7 年 1 月 1 日
地 積	： 139 ㎡
供給処理施設	： 水道、ガス、下水
接 面 街 路	： 南側 5.3m 区道
用途指定等	： 近隣商業地域（建ぺい率 80%、容積率 300%）、準防火地域
地域の概要	： 小売店舗、飲食店等が建ち並ぶ駅に近い商業地域

第7 附属資料

位置図

公図写

建物図面・各階平面図写

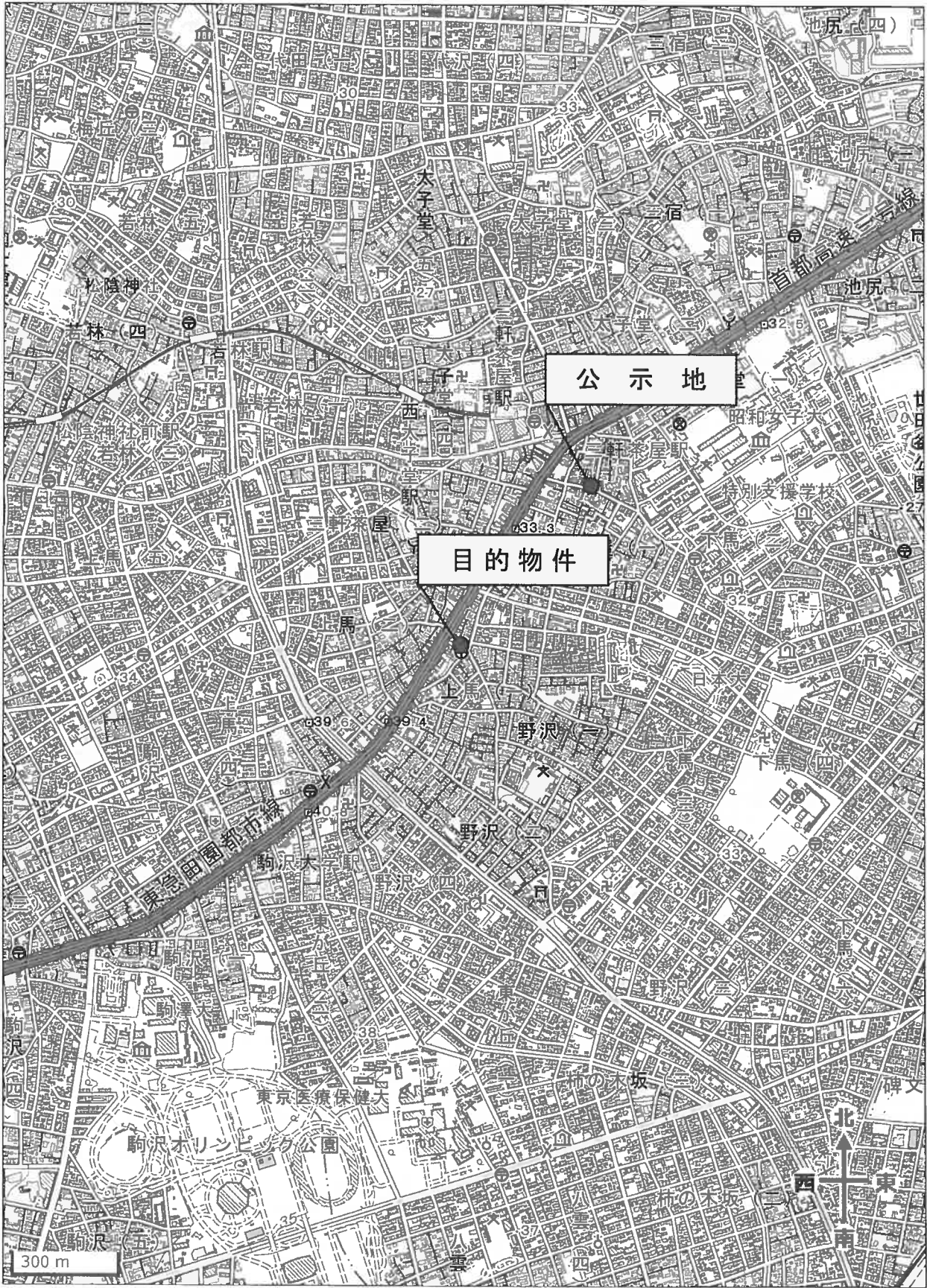
以 上

令和 7 年 3 月 28 日

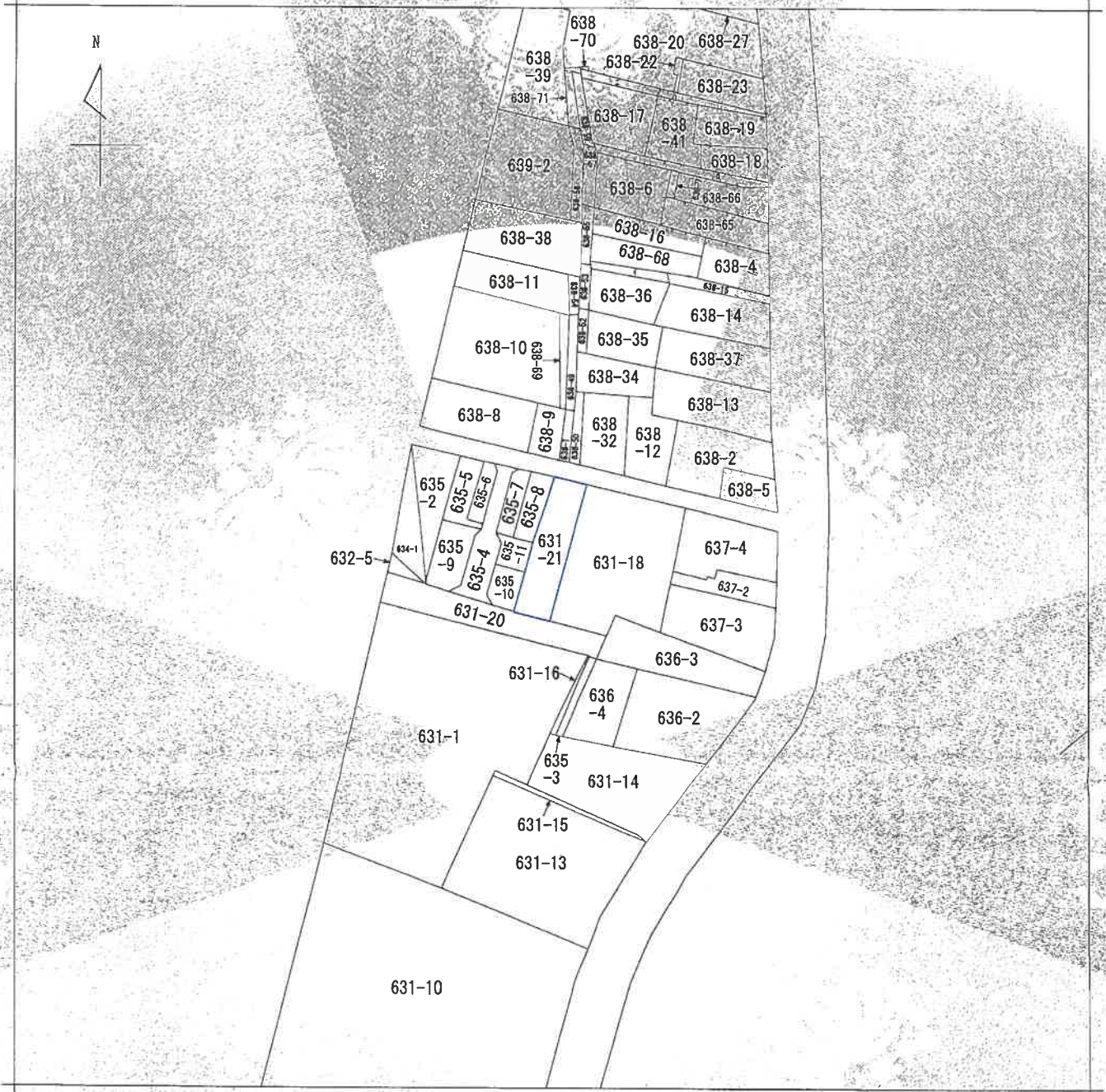
評価人 不動産鑑定士

山 田 光 治

位置図



638-31 638-42
638-40 638-43



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 上馬1丁目

請求部	所在	世田谷区上馬一丁目				地番	631番21			
出力尺	1/600	精度区分		座標系又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(東京法務局世田谷出張所管轄)

令和6年11月15日

東京法務局立川出張所

登記官

請求番号：15-1

(1/1)

公 図 (写)
※A3をA4に縮小しています

登記年月日：昭和63年12月22日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(東京法務局世田谷出張所管轄)

令和6年11月15日

東京法務局立川出張所

商品價

建物図面・各階平面図（写）
※A3をA4に縮小しています

 $(1/2)$

請求番号：15-2

圖 面 平 階 各

631 番 2191

東京都世田谷区上馬1丁目63番地21

面
区
物
建



038855

作者

1/ 糙尺

申請人

1/500
缩尺

昭和六年檢査表

登記年月日：昭和63年12月22日

（これは図面に記載されている内容を証明した書面です。）
（東京法務局世田谷出張所管轄）
令和6年11月15日 東京法務局立川出張所 登記官

各階平面図

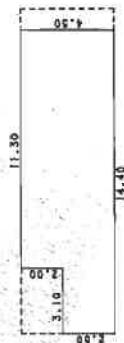
家屋番号 631番 21の1

建物の所在 東京都世田谷区上馬1丁目631番地21

各階平面図

建物図面

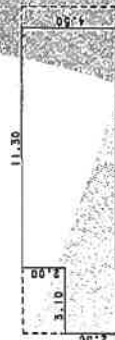
3 階



求積表

$2.50 \times 3.10 = 7.7500$
 $4.50 \times 11.30 = 50.8500$
合計 58.6000
床面積 58.60 ㎡

2 階



求積表

$2.50 \times 3.10 = 7.7500$
 $4.50 \times 11.30 = 50.8500$
合計 58.6000
床面積 58.60 ㎡

田和六三三建築株式会社

038856

作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/250

建物図面・各階平面図（写）
※A3をA4に縮小しています